

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等について

令和6年4月18日
農林水産省消費・安全局

1. 現行制度における輸入規制の概要

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。

これを受け、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条第1号において、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。

- (1) 植物防疫法施行規則の一部改正及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

現在、オーストラリア（タスマニアを除く。以下同じ。）から発送されるぶどうの生果実については、同国において検疫有害動植物であるチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ（以下「ミバエ類」という。）の発生が確認されていることから、規則別表2の1及び3の項において、輸入禁止品として位置付けられているが、同表の付表第59の規定により、オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものとして低温処理による消毒等が行われたものは輸入可能とされている。

- (2) 海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

現在、規則別表2で輸入禁止品として位置付けられている植物のうち、同表の付表第4、6、7、8、39、41、45、54、56、59、65、73、77、78、79、86及び88に規定された地域から発送され、他の地域を経由しないで輸入される植物については、農林水産大臣が定める基準に従って海上輸送中のコンテナにおいて低温処理による消毒が行われることを条件の一部として輸入可能とされている。

2. 改正の趣旨

- (1) 植物防疫法施行規則の一部改正及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

ア 平成29年11月、オーストラリアから我が国に対し、オーストラリア産ぶどうの品種制限の撤廃要請があった。

イ 令和3年3月、ぶどうの生果実に寄生したチチュウカイミバエに対する国際的な消毒処理基準（ISPM28付属書36）が国際植物防疫条約の下で採択されたこと、当該国際基準はぶどう（ウィティス・ウィニフェラ^{*}に限る。）の全品種を対象としたものであったことを受け、オーストラリアから我が国に対し、本国際基準の利用によ

り品種制限を撤廃してほしい旨の要請があった。

(※ウィティス・ウィニフェラはヨーロッパぶどうの種名。本種にはクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種、レッドグローブ種等の品種が含まれる。)

ウ なお、本国際基準は現行の農林水産大臣が定める基準で規定する消毒処理基準と同一の基準となっている。

エ オーストラリアから提出された殺虫試験報告書により、オーストラリア産ぶどうにおいて、チチュウカイミバエの低温耐性は、クインスランドミバエと比較して同等又は高いことが確認されている。

オ これらを踏まえ、本国際基準と同一の現行の消毒処理基準を利用して、オーストラリア産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の品種制限を撤廃しても、我が国にミバエ類が侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。

カ ついては、規則改正等により、オーストラリア産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実の品種制限の撤廃を認めることとする。

(2) 海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

ア 現在、13カ国から発送される特定の植物について、農林水産大臣が定める基準により、海上輸送中のコンテナにおける低温処理を条件の一部として輸入解禁されている（別添：関連基準の一覧参照）。これらは日本到着前に低温処理を終了することが条件とされており、日本到着後の低温処理の終了は認められていない。

イ 一方、一部の輸出入関係者から、日本到着までに低温処理による消毒が終了できない場合は到着後の処理の継続も認めるよう要請があるところ。

ウ 検討の結果、き裂、損傷等がない密閉されたコンテナにおいて低温処理を行う場合では、日本到着後に処理を終了しても検疫有害動植物の分散のおそれがないとの結論に至った。

エ このため、関連基準の改正により、日本に到着後の低温処理の終了を認めることとする。

3. 改正案の主な内容

以下のとおり規則及び基準を改正することとする。

(1) 植物防疫法施行規則の一部改正及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

規則別表2の付表第59及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の規定中、ぶどうの品種の限定を削り、ぶどうの種をウィティス・ウィニフェラに限る旨を追加する。

(2) 海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について

別添の農林水産大臣が定める基準の規定中、海上輸送中に低温処理を行う旨の規定を削り、消毒を輸出前に開始し、輸入検査の開始までに終了する旨の規定を加える。

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント：令和6年4月中旬～令和6年5月中旬

改正規則及び基準の公布・施行：令和6年6月中旬見込み（公布日施行）

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準一覧

- (1) 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和48年5月24日 農林省告示第1045号〕
- (2) スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和63年11月29日 農林水産省告示第1886号〕
- (3) イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成2年3月20日 農林水産省告示第438号〕
- (4) イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成15年11月18日 農林水産省告示第1883号〕
- (5) 南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成22年4月16日 農林水産省告示第620号〕
- (6) アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコット生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第189号〕
- (7) イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第190号〕
- (8) トルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第191号〕
- (9) オーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第192号〕
- (10) ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成30年9月26日 農林水産省告示第2131号〕
- (11) エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその

他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和2年11月2日 農林水産省告示第2128号〕

- (12) ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和4年11月18日 農林水産省告示第1869号〕
- (13) モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年2月24日 農林水産省告示第343号〕
- (14) ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年3月22日 農林水産省告示第438号〕
- (15) メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第878号〕
- (16) アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第880号〕